

生活環境部指定管理候補者審査委員会審査報告書 (鳥取県立東郷湖羽合臨海公園(引地地区を除く。))

生活環境部指定管理候補者審査委員会(以下「審査委員会」という。)として、次のとおり鳥取県立東郷湖羽合臨海公園(引地地区を除く。)の指定管理者候補者を鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(以下「指定手続条例」という)第5条の基準に基づいて審査・選定した。

1 指定管理候補者(2者によるグループ管理)

一般財団法人鳥取県観光事業団・株式会社チュウブ共同企業体

[構成員]

(代表) 一般財団法人鳥取県観光事業団 鳥取市相生町4丁目411 理事長 衣笠 克則
株式会社チュウブ 東伯郡琴浦町逢束1061-6 代表取締役社長 小柴 雅央

2 指定期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで(5年間)

3 指定管理料の額

630,750,000円(債務負担行為額 630,781,000円)

[参考] 単年度指定管理料の額

年度	指定管理料の額
平成31年度	125,230,000円
平成32年度	126,380,000円
平成33年度	126,380,000円
平成34年度	126,380,000円
平成35年度	126,380,000円

4 選定理由

鳥取県立東郷湖羽合臨海公園(引地地区を除く。)の指定管理者の指定に当たっては、1団体から応募があり、審査委員会において指定手続条例第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、財団法人と民間企業の共同企業体が両者の特徴を活かし公園の管理運営を行うことが期待され、ベンチや案内看板の設置、利用頻度の少ないエリアへのドッグラン整備計画などの意欲的な提案もあり、施設サービス向上の取組姿勢について評価でき、経営基盤も安定しており、指定管理候補者として適当であると認められる。

5 公募の経緯

(1) 募集期間(募集要項配布から募集締め切りの日まで)

平成30年8月16日(木)から平成30年10月1日(月)まで(現地説明会9月11日(火))

(2) 応募者

応募者	所在地	代表者
一般財団法人鳥取県観光事業団・ 株式会社チュウブ共同企業体	鳥取市相生町4丁目411	理事長 衣笠 克則

6 審査委員会の選定経緯

(1) 審査委員

氏名	所属等
宮城 律子(委員長)	税理士法人阪本会計 税理士
小林 綾子	鳥取県生活環境部くらしの安心局 局長
竹内 由佳	鳥取環境大学経営学部経営学科 講師
若山 訓	湯梨浜町観光協会 事務局長
鎌谷 眞里子	鳥取県レクリエーション協会 事務局長

(2) 開催経緯

ア 第1回審査委員会;平成30年6月22日(金)

指定管理者制度及び鳥取県立東郷湖羽合臨海公園(引地地区を除く。)の概要説明、
募集要項・審査項目等の審議

イ 第2回審査委員会;平成30年10月23日(火)

面接審査の実施後、採点及び採点結果の審議、指定管理候補者の選定

(3)選定基準

	選定基準	審査項目	配点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	<ul style="list-style-type: none"> 管理の基本的な考え方の適合性 施設の設置目的の理解 指定管理者を希望する理由 管理運営の方針 	必須 *平等な利用が確保できないと認められる場合は失格とする。
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること (指定手続条例第5条第2号)	<ul style="list-style-type: none"> 管理の基準 有料公園施設、利用時間、休園日、利用料金等の設定内容 個人情報保護、情報公開への対応 施設設備の維持及び衛生管理の水準 地区別の管理運営の方針 施設設備の維持管理業務の内容 外部委託の考え方や県内事業者への発注方針 環境に配慮した施設運営の取組 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の提供内容 体験学習会等の実施内容 サービスの向上策、利用促進 利用者等の要望の把握と対応 事故及び事件の防止措置と緊急時の対応 火災・盗難・災害などの事件・事故の防止 緊急時の体制及び対応 	45点
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること (指定手続条例第5条第2号)	<ul style="list-style-type: none"> 収支計画及び見積内容の妥当性 県の委託料の多寡 	15点
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること (指定手続条例第5条第3号)	<ul style="list-style-type: none"> 法人等の財政基盤、経営基盤 法人等の組織及び職員の配置等 管理運営の組織及び職員の職種等 日常の職員配置 人材の育成の方針 現在の施設職員の継続雇用に関する方針 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 法人等の社会的責任の遂行状況 障がい者雇用 男女共同参画推進企業の認定 ISO・TEASの認証等 当該施設の管理運営状況の実績評価 ※申請者が当該施設の現在の指定管理者の場合のみ審査項目とする 	36点
5	その他 (指定手続条例第5条第4号)	<ul style="list-style-type: none"> ネーミングライツに係る提案 	4点

(4) 審査結果(面接審査及び書類審査)

選定基準	配点	一般財団法人鳥取県観光事業団・株式会社チュウブ共同企業体	委員からの主な意見等
1	適/不適	適	
2	4.5	32.6	<ul style="list-style-type: none"> 公園内の維持管理、整備についての提案は、維持管理事業者として評価できる。 使用実績の少ないエリアをドッグランに改修し活用することは、いろいろな消費者を集めるすばらしい施設になる可能性がある。反面、管理・維持がとても難しいと推測できるため、具体的な管理の方法などの対応策を考え、より良いものにして頂きたい。 様々な企画を実施されているが、集客にまだ結びついていないと思われる。いろいろな手段で発信することが必要。 新規事業の実施に対して、何が必要とされているかの把握について、アンケート以外にも、ターゲットとなりそうな消費者の集まる場でヒアリングを行うなども必要。 周辺団体(商工会、旅館組合、観光協会及び行政各団体)との意見交換等を行ってほしい。
3	1.5	10.8	<ul style="list-style-type: none"> 積極的な修繕を進めるとの言葉はあったが、修繕費の計画は横ばい。年数を経過した施設、設備も多く、修繕費の予算は適切に見積もっていただきたい。
4	3.6	18.4	<ul style="list-style-type: none"> 常勤職員は体育施設管理、様々なスポーツ指導資格、レクリエーションコーディネーター等の専門的な有資格をバランスよく生かしながら対応することが望ましい。
5	4	0.0	<ul style="list-style-type: none"> 広報面を考えるともっと意識してほしい。
合計	100	61.8	

7 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 開館時間・休園日(現行どおり)

- ・開園時間：午前9時から午後10時
- ・休園日：毎月第3火曜日及び12月29日から1月3日(7、8月は休園日なし)
※有料公園施設以外は、原則として常時開放

(2) 利用料金(あやめ池スポーツセンター、東郷湖カヌーセンター、南谷テニスコート、屋根のある多目的広場)

- 利用料金(現行どおり)
- 減免事項：現行の減免事項を一部変更する。(湯梨浜町が主催及び共催する事業で園長が認める場合について、新たに全額減免する)

(3) 施設管理

- 環境に配慮し、東郷湖周辺の環境美化再生に努めるとともに、やさしい環境づくりの観点から、環境に配慮した薬剤の使用に努める。
- 常時職員の巡視による安全点検と改修箇所の点検を実施し、保全に努めるとともに、修繕、改修の場合、早急に検討し、改善措置を講じる。特に、遊具・器具については、毎日職員による巡視点検と専門業者による定期点検により安全確保を徹底する。
- 公平な利用の確保に努め、体育施設運営士を配置し地域スポーツ振興の拠点として貢献する。

(4) 利用促進のための取組み

- 体験教室等の実施（健康スポーツ教室、シニア向け転ばぬ先の健康運動教室、「メダカの楽校」ほか）
- 賑わいのあるイベントの実施（花と緑のフェア、花ショウブ展示会、タマノカンザシ鑑賞会、トレイルマラニックほか）
- 地域のグループ、団体の発表の場の提供
- 各種関係団体と連携した事業の開催（スケートボード、インラインスケート、BMX 3 種目合同イベントほか）
- 燕趙園との共催事業などの実施（燕趙園花火、秋の感謝祭ほか）

(5) サービスの向上策

- 新たな視点による公園づくり
 - ・あやめ池公園和風庭園周辺樹林地整備及び駐車場拡充
 - ・各公園入口に大型看板設置
 - ・樹木の間伐及び生育不良木の植替
 - ・名和田地区のシバザクラの拡大等
 - ・あじさい園の植栽変更
 - ・公園内にドッグラン整備

(6) 地域や関係機関との連携

- 公園の美化や環境保全に資するため、地域の関係団体と連絡を密にし、地域に愛される施設、公園づくりを目指す。
- 地区公民館、観光施設関係機関、東郷池の浄化を進める会、環境保護団体、公園利用者等の意見・声を積極的に取り入れ、施設の魅力や利用者サービスの向上に努める。